

答 申 第 10 号

平成19年12月11日

松阪市長 下 村 猛 様

松阪市個人情報保護審査会

会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第7条第2項第7号及び第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 2．松阪市個人情報保護条例第8条第1項第7号及び第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成19年10月31日 第7回松阪市個人情報保護審査会

## 答 申

審 査 案 件	口座振替一括伝送処理業務に関して、納税義務者の住所、氏名及び税額の本人以外からの収集並びに外部提供について
審 査 会 の 意 見	<ol style="list-style-type: none"><li>1．個人情報の本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。</li><li>2．本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。</li><li>3．個人情報の外部提供に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。</li><li>4．個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。</li></ol>
審 査 内 容	口座振替処理業務において、収納代行業者と銀行間のオンラインシステムを利用し、一括伝送処理を行うに際して、磁気媒体での搬送によるリスク回避を図るとともに、当該事務の効率化及び迅速化を図る上で必要があると認められ、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから上記のとおり意見を取りまとめた。
審 査 日	平成19年10月31日(水)
個人情報取扱事務 の 名 称	口座振替一括伝送処理業務
収集・提供する 個人情報の項目	氏名、住所、税額
事 務 の 目 的	収納代行業者と銀行間のオンラインシステムを利用することにより、作業の効率化と磁気媒体での搬送によるリスク回避を図る。
所管課(室)等	税務部 収納課